

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもの保育料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもも対象になります。

市立幼稚園に在籍する子どもについて

- **幼稚園での標準的な生活時間（教育標準時間）に係る保育料が無償化**されます。
- 教材費、行事参加費、給食費などは、**無償化後も引き続き保護者負担**となります。
- 現在、一部の市立幼稚園では保育料に併せて給食費（主食費及び副食費）を市が徴収しています。この度の無償化に伴い、**給食費は各施設で徴収すること**となりますので、御理解及び御協力をよろしくお願いいたします。
- 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降で一定の基準内にある子どもは、副食費（おかず・牛乳など）が免除となり、主食費（お米・パン）のみ徴収となります。原則として対象者が何か手続をする必要はありません。

市立幼稚園に在籍する子どもの預かり保育について

- **保育の必要性がある場合は、在籍園の預かり保育料又は一時預かり保育料が無償化**されます。
- 一時預かり保育を休止する長期休業期間中に、一時預かり保育のみを実施している市立幼稚園の子どもが、他の市立幼稚園で実施している預かり保育を利用した場合の預かり保育料は、特例で無償化の対象となります。
- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定（施設等利用給付2号認定）**」を受ける必要がありますので、**市に施設等利用給付認定の申請**をしてください。

（注1）原則、在籍する幼稚園を経由して市に申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の入所要件と同等となります。詳しくは裏面を御覧ください。

（注2）市町村民税非課税世帯の子どもは保育の必要性にかかわらず預かり保育料が免除となります。

問い合わせ先：松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係

TEL：0852-55-5312 0852-55-5313

市立幼稚園に在籍する子どもの施設等利用給付認定について

- 認可保育所の入所要件と同様に、共働き家庭など保護者（父母）のいずれにも保育を必要とする事由があり、子どもが**家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合**は、施設等利用給付2号認定をします。

なお、保育を必要とする事由がなくなった場合は、施設等利用給付1号認定に変更となります。

●施設等利用給付2号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

●施設等利用給付1号認定

満3歳以上の就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難でないもの

保育を必要とする主な事由

就 労	1月当たり48時間以上労働することを常態としている。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。
疾 病 ・ 障 が い	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている。
介 護 ・ 看 護	同居親族(長期入院を含む。)を常時介護又は看護している。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練を受けている。
児 童 虐 待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある。
D V	配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難である。

(注) 保育を必要とする事由により施設等利用給付認定の有効期間は異なります。

問い合わせ先：松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係

TEL:0852-55-5312 0852-55-5313